

○ 保護観察所は、地域社会における処遇への円滑な移行を図るために、入院後速やかに、対象者の退院後の生活環境の調整に着手する。

○ 生活環境の調整は、原則として、対象者の居住地（入院前において生活の本拠としていた住居等）を退院予定地として開始することとし、当該居住地への退院について特段の支障があると認める場合には、対象者の希望に基づき、以下の順に従って当該地域を退院予定地として設定し、調整を行う。

- ・ 居住地の存する市町村等
- ・ 居住地の存する都道府県

・ 親族等の協力者が居住している都道府県

・ 対象者本人が相当期間の居住経験を有するなど、本人の成育歴その他の生活環境を踏まえ、適当と考えられる都道府県

○ 生活環境の調整は、概ね次の方法により実施する。

・ 指定入院医療機関の所在地を管轄する保護観察所（入院地保護観察所）は、指定入院医療機関との協議、生活環境の調査結果、関係機関等からの資料等に基づくほか、必要に応じ対象者との面談を行い、対象者の基本情報を整理した上、退院予定地を管轄する保護観察所（退院地保護観察所）に対し、関係資料を送付する。

・ 退院地保護観察所は、入院地保護観察所からの情報等を踏まえ、退院予定地における調整方針（計画）を立案する。

・ 退院地保護観察所の社会復帰調整官は、入院当初から、定期又は必要に応じ指定入院医療機関を訪問し、対象者本人から調整に関する希望を聴取するほか、指定入院医療機関のスタッフと、調整方針等に関する協議を行う。

・ 調整方針（計画）は、原則として、対象者の同意に基づいて作成する。

・ 退院地保護観察所は、地方厚生局、都道府県・市町村等及び想定される指定通院医療機関と連携し、退院予定地における生活環境について調査の上、退院後に必要となる医療、精神保健福祉サービス等の援助が円滑に受けられるよう、あっせん、調整するなどして生活環境の調整を行う。

・ 都道府県・市町村等の設置する専門機関は、保護観察所の求めに応じ、それその機関において提供することのできる精神保健福祉サービス等の利用について調整を行う。

・ 入院地保護観察所は、退院地保護観察所の調整経過等を指定入院医療機関に通知し、また、必要な情報を退院地保護観察所に連絡するなどして、効果的な調整が行われるよう配慮する。